

福指第350号  
令和4年9月8日

各高齢者施設(入所・居住系)の管理者様  
各障害者施設(入所・居住系)の管理者様

静岡県健康福祉部長

## オミクロン株B.A.5の感染拡大を踏まえた協力の要請について

日頃、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年7月中旬以降急増していた新型コロナ患者数は、8月7日に1週間の新規感染者数が40,445人となり、その後一旦減少したものの、8月の中旬以降再び増加しており予断を許さない状況が続いています。

また、新型コロナ患者の入院患者受入医療機関においては、院内クラスターの発生や医療従事者の感染者等の増加により、通常医療にも影響が出ています。

現在流行しているオミクロン株については、デルタ株と比較して重症化しにくいことが示唆されており、県内の全療養者のうち中等症以上の方の割合は1%以下となっています。また、入院も呼吸器症状(肺炎)による症状悪化というより、基礎疾患(糖尿病など)の増悪や合併症(誤嚥性肺炎など)の併発などによる全身状態不良の場合が多いことが報告されております。

貴施設におかれましては、これまでも施設内の感染防止対策の実施、クラスター発生時などにおける施設内療養、施設入所者や従事者へのワクチン接種などに御協力いただいているところですが、**現下の感染状況を踏まえ、中等症以上の患者や基礎疾患・合併症の重い新型コロナ患者の治療のための入院病床を確保するため、下記の事項について、改めて御協力をお願いします。**

なお、入所・居住系施設については、社会福祉サービス確保事業で、施設内療養者1名につき1万円/日の補助に追加で1万円/日(現行分とあわせて最大30万円)を補助する制度を令和4年9月末日まで延長しておりますので、御活用ください。

## 記

### 1 施設内療養の継続

現下の医療提供体制のひっ迫状況及びオミクロン株の特性等を踏まえ、高齢者施設等において陽性者が発生した場合で、**当該陽性者が無症状又は軽症の場合には、原則として、当該施設での療養をお願いします。**

また、**新型コロナウイルス感染症の症状悪化等により、入所者が入院した場合も、症状が軽快し退院が可能であると入院先の医師が判断した場合には、必ず施設への受入れ**をお願いします。

コロナ患者受入医療機関では、症状軽快後の患者の退院先を確保できないことにより、入院が必要な患者の受入ができない事例が発生しています。施設入所者の入院時には、**症状が軽快した際に施設への再受入が前提であることをご承知**いただきますようお願いいたします。**病院からの再受入の要請に対し受入を行わない場合は、県が個別に指導を行う場合**があります。

なお、県といたしましても、クラスター発生時等においては、必要に応じ、F I C T（ふじのくに感染症専門医協働チーム）及びD M A T（災害派遣医療チーム）を派遣し、施設の感染拡大防止対策等について専門的助言を行うとともに、C W A T（クラスター福祉施設支援チーム）を派遣し事業継続を支援するなど、施設での療養継続への支援を行います。

## 2 ワクチン接種

市町による施設入所者や**施設の従事者に対する4回目ワクチン接種を早期に実施**していただきますようお願いいたします。

## 3 経口抗ウイルス薬の活用

嘱託医等との連携により、感染した入所者の重症化を防止するために有効なラゲブリオ等の経口抗ウイルス薬の利用に取り組んでいただきますようお願いいたします。

担 当：福祉長寿局 福祉指導課  
電話番号：054-221-2409、3256